

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づくディスクロージャーの記載事項

単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
(1) 事業の組織	34
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	34
(3) 会計監査人の氏名又は名称	34
(4) 事務所の名称及び所在地	32、33
2. 金庫の主要な事業の内容	26～31
3. 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	20～25
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	42
①経常収益 ②経常利益又は経常損失	
③当期純利益又は当期純損失 ④出資総額及び出資総口数	
⑤純資産額 ⑥総資産額 ⑦預金積金残高	
⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高 ⑩単体自己資本比率	
⑪出資に対する配当金 ⑫職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	42
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	42
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	42、43
エ. 受取利息及び支払利息の増減	43
オ. 総資産経常利益率	42
カ. 総資産当期純利益率	42
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	44
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	44
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	44
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	44
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	44
エ. 使途別の貸出金残高	45
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	45
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	45
④有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	46
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	46
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	46
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	46
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	18
(2) 法令遵守の体制	19
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～9
(4) 指定紛争解決機関が存在しない場合、当該金庫の銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	29
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36、37
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	24
②延滞債権に該当する貸出金	24
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	24
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	24
※金融再生法で定められた開示債権	25
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
①自己資本の構成に関する開示事項	58
②定性的な開示事項	55～57
③定量的な開示事項	59～63

(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	47
②金銭の信託	48
③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引	
ア. 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの	該当ありません
イ. 信用金庫法第53条第3項第13号に規定する金融等デリバティブ取引	該当ありません
ウ. 先物外国為替取引	48
エ. 有価証券関連デリバティブ取引	該当ありません
オ. 金融商品取引法第2条第21項第1号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引	該当ありません
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 会計監査人の監査を受けている文言	41
6. 報酬等	49

連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	50
(2) 金庫の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	50
②主たる営業所又は事務所の所在地	50
③資本金又は出資金	50
④事業の内容	50
⑤設立年月日	50
⑥金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	50
⑦金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	50
(2) 直近の5連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	51
②経常利益又は経常損失	51
③親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失	51
④純資産額	51
⑤総資産額	51
⑥連結自己資本比率	51
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	50、51
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	51
②延滞債権に該当する貸出金	51
③3か月以上延滞債権に該当する貸出金	51
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	51
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
①自己資本の構成に関する開示事項	64
②定性的な開示事項	55～57
③定量的な開示事項	65～67
(4) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	51
4. 報酬等	49